

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月2日 16時00分ごろ
発生場所	福井県坂井市九頭竜川 新保三等三角点から真方位041°990m付近 (概位 北緯36°12.3 東経136°08.8)
事故の概要	水上オートバイ A R C は、北進中、また、水上オートバイ OCEAN SOUL は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年9月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ARC、0.2トン 244 - 22475 福井、個人所有 B 水上オートバイ OCEAN SOUL、0.1トン 244 - 23278 福井、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、二級小型・特殊 同乗者B
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、北進中、船長AがA船の左舷船首方を北進中のB船の船長B及び同乗者B（共に船長Aの友人）が、B船の左舷船首方を北進していたプレジャーボートの乗船者と挨拶をかわしていたので、B船が停船するものと思い、B船の右舷側に減速しながら接近中、B船が右旋回を開始して左舷船首方至近となったものの、何もできず、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを後部座席に乗せて北進中、船長Bが、左舷船首方を北進していたプレジャーボートの乗船者（船長B及び同乗者Bの知人）と挨拶をかわした後、右旋回して反転することとし、右舷方を確認したところ他船を認めなかったので接近する他船はいないものと思い、右旋回を開始したところ、右舷船尾方から接近するA船に気付いたものの、A船とB船とが衝突した。 同乗者Bは、右足をA船とB船との間に挟まれ、右股関節、下腿及び足部打撲と診断された。

<p>分析</p>	<p>A船は、北進中、船長Aが、左舷船首方のB船が停船するものと思 い、B船の右舷側に接近したことから、右旋回を開始したB船と衝突 したものと考えられる。</p> <p>B船は、北進中、船長Bが、右舷方に接近する他船はいないもの と思、右旋回を行ったことから、B船の右舷後方から接近するA船と 衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北進中、B船が北進中、船長Aが、左舷船首方の B船が停船するものと思、B船の右舷側に接近し、また、船長B が、右舷方に接近する他船はいないものと思、右旋回を行ったた め、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、他の水上オートバイを追走する際、他 の水上オートバイが急に旋回等を行う可能性があることを考慮 し、不要な接近を行わず、常に安全な距離を保つこと。 ・水上オートバイで旋回する際、旋回方向及び旋回方向後方の他船 の有無や動向に注意すること。